

鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則（平成 21 年鳥取県規則第 23 号）

（目的）

第 1 条 この規則は、しっかり守る農林基盤交付金（市町村が実施する県内の農林業生産基盤の整備及び補修並びに放置ため池、山腹水路等の防災措置を支援するため、県が市町村に対して交付する交付金をいう。以下「本交付金」という。）に関し必要な事項を定めることにより、市町村の農林業及び農山村の振興に資することを目的とする。

（交付金の対象）

第 2 条 知事は、前条の目的を達成するため、県内市町村が実施する別表の左欄に掲げる事業（次に掲げる事業を除く。以下「対象事業」という。）に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

- （1）当該事業にその市町村の一般財源が一切充当されない事業
- （2）当該事業に本交付金以外の補助金、交付金、地方債その他の使途が特定された財源が充当される事業
- （3）知事が別に定める場合を除き、受益者の数が 1 以下である事業
- （4）国の補助を受けて行う事業に係る採択基準を満たしている事業

2 本交付金の対象となる経費は、対象事業に要する別表の右欄に掲げる経費（次に掲げるものを除く。以下「対象経費」という。）とする。

- （1）県内に事業所を有しない者に支払う工事請負費又は委託費（対象経費とすることが適当であると知事が認めたものを除く。）
- （2）人件費その他の経費で知事が別に定めるもの

（交付金の額）

第 3 条 各市町村に交付する本交付金の額は、次の各号に掲げる対象事業ごとに対象経費の額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合算した額の範囲内で、次条に規定する個別最低保証額、第 5 条第 1 項に規定する個別調整交付額及び同条第 2 項に規定する災害復旧交付額を合算した額から、第 11 条第 1 項に規定する交付不要額を減じた額とする。

- （1）災害により必要が生じた対象事業 2 分の 1 から受益者負担率（対象経費の額に対する受益者が負担する額の割合をいう。以下同じ。）に 2 分の 1 を乗じて得た割合を減じた割合
- （2）前号に掲げる事業以外の対象事業であって、受益者負担率が市町村交付金事業（鳥取県市町村交付金条例の一部を改正する条例（平成 21 年鳥取県条例第 18 号）による改正前の鳥取県市町村交付金交付条例（平成 18 年鳥取県条例第 7 号）の規定による交付金の交付を受けて実施した対象事業をいう。）の受益者負担率（以下「市町村交付金時負担率」という。）より小さいもの 2 分の 1 から市町村交付金時負担率に 2 分の 1 を乗じて得た割合を減じた割合に、市町村交付金時負担率から受益者負担率を減じた割合を加えた割合（その割合が 2 分の 1 を超えるときは、2 分の 1）
- （3）前 2 号に掲げる事業以外の対象事業であって、受益者負担率が市町村交付金時負担率以上のもの及び受益者負担率が 5 分の 1 を超えるもの 2 分の 1 から受益者負担率に 2 分の 1 を乗じて得た割合を減じた割合
- （4）前 3 号に掲げる事業以外の対象事業 2 分の 1

（最低保証額）

第 4 条 各市町村の最低保証額（以下「個別最低保証額」という。）は、当該市町村が第 6 条の規定により提出する年度事業実施予定調書に記載した前条第 2 号から第 4 号までに掲げる対象事業ごとに対象経費の額にそれぞれ同条第 2 号から第 4 号までに定める割合を乗じて得た額を合算した額（以下「算定基礎額」という。）に、第 2 号に掲げる額を第 1 号に掲げる額で除して得た割合を乗じて得た額とする。ただし、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額を超えないときは、算定基礎額とする。

- （1）全ての市町村の算定基礎額を合算した額
- （2）予算で定める本交付金の総額から災害復旧交付額に充てるとされた額を控除した額に 10 分の 9 を乗じて得た額

(調整交付額及び災害復旧交付額)

第5条 各市町村の調整交付額（以下「個別調整交付額」という。）は、当該市町村が実施する第3条第2号から第4号までに掲げる対象事業ごとに対象経費の額にそれぞれ同条第2号から第4号までに定める割合を乗じて得た額を合算した額から個別最低保証額を減じた額の範囲内で、当該対象事業の緊急性、有効性等を勘案して、総合事務所長又は農林事務所長（以下「所長」という。）が決定するものとする。

2 各市町村の災害復旧交付額は、各市町村が実施する第3条第1号に掲げる対象事業の対象経費の額に同号に定める割合を乗じて得た額の範囲内で、当該対象事業の緊急性、有効性等を勘案して、所長が決定するものとする。

(事業実施予定調書の提出等)

第6条 個別最低保証額に係る本交付金の交付を受けようとする市町村長は、その年度の前年度の末日までに、年度事業実施予定調書（様式第1号）を所長に提出しなければならない。

2 所長は、その年度の4月20日までに、個別最低保証額を市町村長に通知するものとする。

(最低保証額に係る本交付金の交付申請)

第7条 個別最低保証額に係る本交付金の交付を受けようとする市町村長は、その年度の5月1日から1月末日までの間に、様式第2号による申請書を所長に提出しなければならない。

(最低保証額に係る本交付金の交付決定)

第8条 所長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、本交付金を交付すべきものと認めるときは、本交付金の交付額を決定するものとする。

2 本交付金の交付額の決定（以下「交付決定」という。）は、前条の申請書を受理した日から30日以内に行うものとする。

3 所長は、交付決定をしたときは、前条の申請書を提出した市町村長に通知するものとする。

(調整交付額及び災害復旧交付額に係る本交付金の交付申請)

第9条 個別調整交付額又は災害復旧交付額に係る本交付金の交付を受けようとする市町村長は、個別調整交付額に係る本交付金にあってはその年度の7月1日から1月末日までの間に、災害復旧交付額に係る本交付金にあってはその年度の2月末日までに、様式第2号（当該年度に前条第3項又はこの条の規定による交付決定の通知を受けた市町村長にあっては、様式第3号）による申請書を所長に提出しなければならない。

(調整交付額及び災害復旧交付額に係る本交付金の交付決定)

第10条 所長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、本交付金を交付すべきものと認めるときは、交付決定（本交付金の交付額の増額の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 交付決定は、前条の申請書を受理した日から30日以内に行うものとする。

3 所長は、交付決定をしたときは、前条の申請書を提出した市町村長に通知するものとする。

(交付決定に係る対象事業等の変更等)

第11条 第8条第3項又は前条第3項の規定による交付決定の通知を受けた市町村長（以下「交付決定市町村長」という。）は、当該交付決定に係る本交付金の交付額（次項の通知をした場合にあっては、減額後の交付額。以下同じ。）に交付を要しない額又は要しないと見込まれる額（以下「交付不要額」という。）が生じない範囲内において、所長の承認を受けずに、対象事業の内容、経費の配分その他の事項の変更を行うことができる。

2 交付決定市町村長は、本交付金に交付不要額があるときは、所長に交付不要額がある旨の通知をすることをもって、交付決定に係る本交付金の交付額の減額の決定を受けたものとみなす。

3 交付決定市町村長は、所長から協力を求められたときは、その求めに応じて前項の通知（交付不要額がないときは、その旨の通知）をするものとする。

(対象事業の着手)

第12条 個別最低保証額及び災害復旧交付額に係る本交付金の交付を受けようとする市町村長は、第8条第3項又は第10条第3項の規定による交付決定の通知を受けずに、その年度の初日から対象事業に着手することができる。

(最低保証額に係る本交付金の概算払)

第 13 条 所長は、交付決定市町村長から請求があるときは、個別最低保証額に係る本交付金の交付額に 2 分の 1 を乗じて得た額を上限として、その年度の 12 月末日の個別最低保証額に係る対象事業の予定出来高に応じ、概算払の方法によりその年度の 12 月末日までに本交付金を支払うものとする。

2 前項の規定による本交付金の概算払は、交付決定市町村長から適正な請求を受けた日から 2 週間以内に行うものとする。

(実績報告)

第 14 条 交付決定市町村長は、その年度の 3 月末日までに、様式第 4 号による報告書を所長に提出しなければならない。

(審査及び検査)

第 15 条 所長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査その他の検査を行うものとする。

(交付金の額の確定)

第 16 条 所長は、前条の審査及び検査において、対象事業が交付決定の内容に従って遂行されていると認めるときは、その年度の翌年度の 4 月末日までに、本交付金の交付額を必要に応じて変更し、本交付金の交付額を確定するものとする。

2 所長は、本交付金の交付額を確定したときは、報告書を提出した交付決定市町村長に通知するものとする。

(本交付金の精算払)

第 17 条 所長は、前条第 2 項の規定による通知を行った後、2 週間以内に当該通知による本交付金の交付額（以下「確定額」という。）から第 13 条第 1 項の規定による本交付金の概算払の額（以下「概算額」という。）を差し引いた額（以下「差引額」という。）が零を上回る場合にあっては差引額を当該交付決定市町村に支払い、差引額が零を下回る場合にあっては概算額から確定額を差し引いた額を当該交付決定市町村に請求するものとする。

(財産の処分の制限)

第 18 条 実施市町村長（対象事業を実施した市町村長をいう。以下同じ。）は、対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、交付目的を達成するため、適正に管理しなければならない。

2 実施市町村長は、前項の財産のうち次の掲げるものを、所長の承認を受けずに、交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）を経過したときは、この限りでない。

(1) 不動産

(2) 取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具

(3) 前 2 号に掲げるものの従物

(4) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(収益納付)

第 19 条 実施市町村長は、対象事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から 20 日以内に、所長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、所長がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、実施市町村長は、これに従わなければならない。

(書類の保存)

第 20 条 実施市町村長は、次に掲げる事項を記載した書類及びその内容を証する書類を、対象事業の完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(1) 本交付金の出納の状況

(2) 対象事業の遂行の状況

(3) 対象事業に係る収入及び支出の状況

2 実施市町村長は、前項に規定するもののほか、対象事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しないものがあるときは、財産管理台帳（様式第5号）その他関係書類を保存しなければならない。（鳥取県補助金等交付規則の準用）

第21条 鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第9条、第21条及び第22条の規定は、本交付金について準用する。

（雑則）

第22条 この規則に定めるもののほか、本交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（平成21年度における特例）

2 平成21年度における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第3項	その年度の4月20日まで	平成21年5月20日まで
第6条	その年度の前年度の3月末日まで	平成21年4月末日まで
第7条	その年度の5月1日から1月末日までの間	第4条第3項の規定による交付予定額の通知を受けた日から平成22年1月末日までの間

附 則（平成23年規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する本交付金について適用し、施行日前に交付した本交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成24年規則第42号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第47号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付決定する事業について適用し、施行日前に交付決定した事業については、なお従前の例による。

附 則（平成26年規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付決定を受ける交付金について適用し、同日前に交付決定を受けた交付金については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

対象事業	対象経費
1 農業生産基盤の新設、改良及び補修に係る事業	次に掲げる農業生産基盤の新設、改良及び補修に係る事業に要する経費 (1) 農業用排水施設 (2) 農道 (3) 暗きょ排水 (4) 客土 (5) 区画整理 (6) 農地造成 (7) 農用地保全 (8) ため池 (9) その他土地改良施設等
2 林道及び作業道の新設、改良及び補修に係る事業	左欄の対象事業に要する経費
3 放置されたため池及び山腹水路等の防災措置に係る事業	左欄の対象事業に要する経費

様式第1号（6条関係）

年度しっかり守る農林基盤交付金年度事業実施予定調書

1 市町村農林業生産基盤に係る整備方針

2 事業内容

種別・項目	数量	単価 円	事業費 円	工種別 負担率 %	内 訳			整備理由	備考
					県交付金額 円	市町村費 円	その他 円		
合 計									

注1 工種別負担率は、市町村交付金事業に係る対象経費の額のうち市町村が負担した額の占める割合を記載すること。

2 工種別負担率の実績がわかる資料を添付すること。

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度しっかり守る農林基盤交付金交付申請書

年度しっかり守る農林基盤交付金の交付を受けたいので、鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則第7条（第9条）の規定により、下記のとおり申請します。

記

対象事業の内容及び事業費

（単位：円）

事業種別	数量	事業費	工種別 負担率	内訳			備考
				県交付金	市町村費	その他	
合計							

注1 工種別負担率は、市町村交付金事業に係る対象経費の額のうち市町村が負担した額の占める割合を記載すること。

2 必要に応じて、工種別負担率の実績がわかる資料を添付すること。

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度しっかり守る農林基盤交付金変更交付申請書

年 月 日付第 号による交付決定に係る 年度しっかり守る農林基盤交付金について、下記のとおり変更したいので、鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則第9条の規定により申請します。

記

1 変更理由

2 対象事業の内容及び事業費

(単位：円)

事業種別	数量	事業費	工種別 負担率	内訳			備考
				県交付金	市町村費	その他	
合計							

注1 変更前の事業費等を、()書で上段に記載すること。

2 工種別負担率は、市町村交付金事業に係る対象経費の額のうち市町村が負担した額の占める割合を記載すること。

3 必要に応じて、工種別負担率の実績がわかる資料を添付すること。

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度しっかり守る農林基盤交付金実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 対象事業の内容及び事業費 (単位：円)

事業種別	数量	事業費	工種別負担率	内訳			備考
				県交付金	市町村費	その他	
合 計							

- 注1 交付決定における事業費等を（ ）書で上段に記載すること。
 2 工種別負担率は、市町村交付金事業に係る対象経費の額のうち市町村が負担した額の占める割合を記載すること。
 3 必要に応じて、工種別負担率の実績がわかる資料を添付すること。

2 事業内容

事業種別	数量	単 価	事業費	事業内容	備考
		円	円		
合 計					

様式第5号（第20条関係）

財 産 管 理 台 帳

1 機械器具費調書

事業種別	地区名	型式	取得年月 日	耐用年 数	数量	単価	金額	備考
						円	円	
合 計								

2 財産管理台帳

事業種別	地区名	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収又は 取得年月 日	処分制限期間		処分の状況			備考
								耐用 年数	処分制 限年月 日	処分 の種類	処分 年月日	交付金 返還額	
					円	円						円	

注 鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則第20条第2項に規定する財産を記載すること。